

輸出拡大に向けた取組状況について

2017年11月24日

農林水産省



1. 輸出の動向



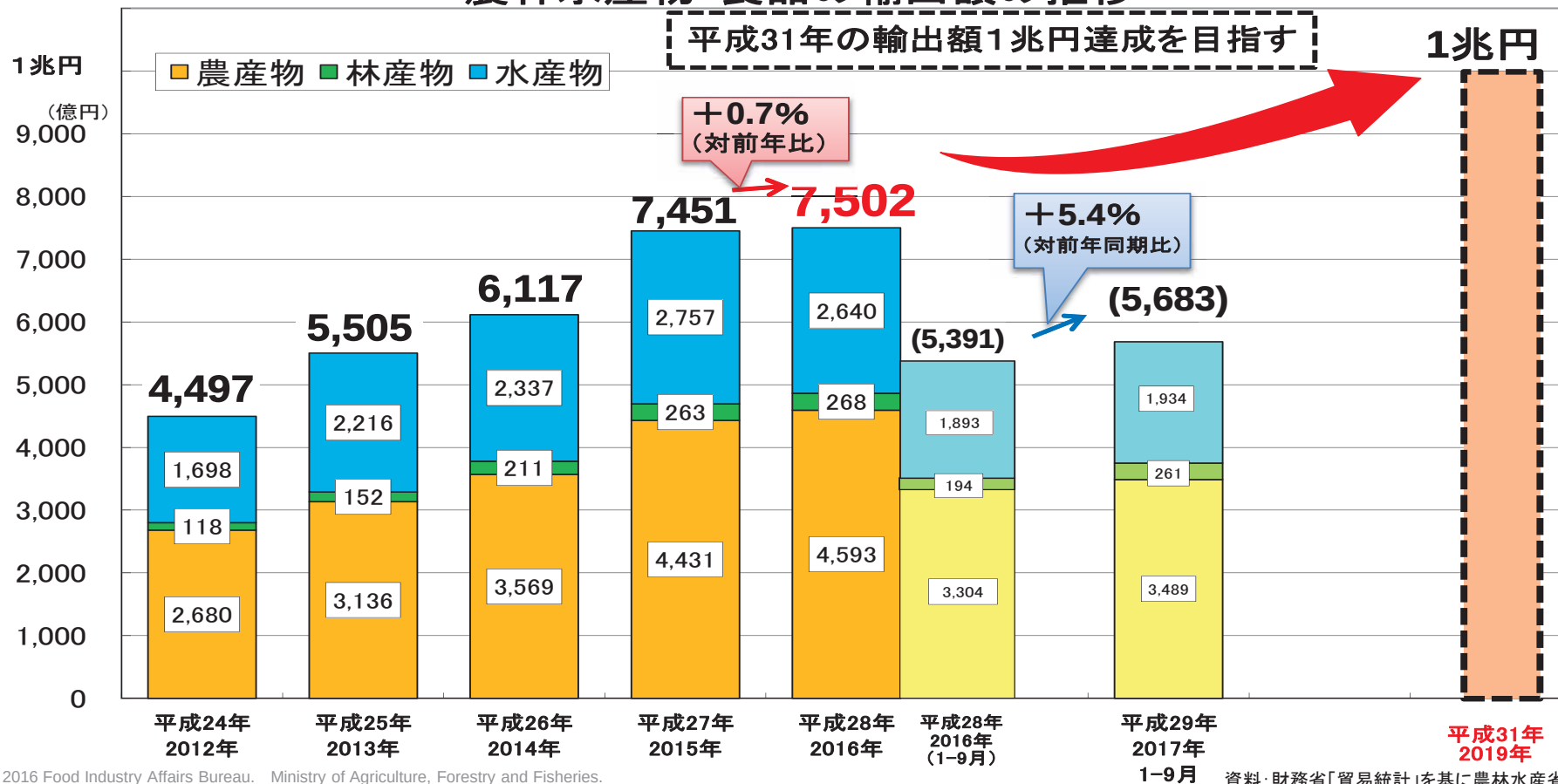
(1) 農林水産物・食品の輸出の現状

1. 輸出の動向

① 農林水産物・食品の輸出額の推移

- 2020年（平成32年）の輸出額 1 兆円目標について、「未来への投資を実現する経済対策」（2016年8月閣議決定）において、2019年（平成31年）に1年前倒し。
- 我が国の農林水産物・食品の輸出は、2013年から4年連続で増加し、2016年輸出実績は7,502億円。2016年は円高等の影響で、我が国の輸出総額が前年比7.4%減少となる中で、農産物の多くの品目で輸出額が過去最高を更新。

農林水産物・食品の輸出額の推移



(2) 主要国の輸出動向

1. 輸出の動向

② 農産物輸出額上位10位（＋日本）

国名	農産物輸出額 (2013年)	農林水産業総生産額（GDP） (2015年)
米国	1,477億ドル（1位）	1,752億ドル（3位）
オランダ※	909億ドル（2位）	122億ドル（40位）
ドイツ※	840億ドル（3位）	192億ドル（28位）
ブラジル	839億ドル（4位）	791億ドル（6位）
フランス※	748億ドル（5位）	375億ドル（12位）
中国	465億ドル（6位）	10,103億ドル（1位）
スペイン※	457億ドル（7位）	277億ドル（23位）
カナダ	450億ドル（8位）	260億ドル（24位）
ベルギー※	442億ドル（9位）	30億ドル（88位）
イタリア※	433億ドル（10位）	368億ドル（13位）
日本	31億ドル（60位）	520億ドル（10位）

※EU加盟国は、域内貿易を含む。

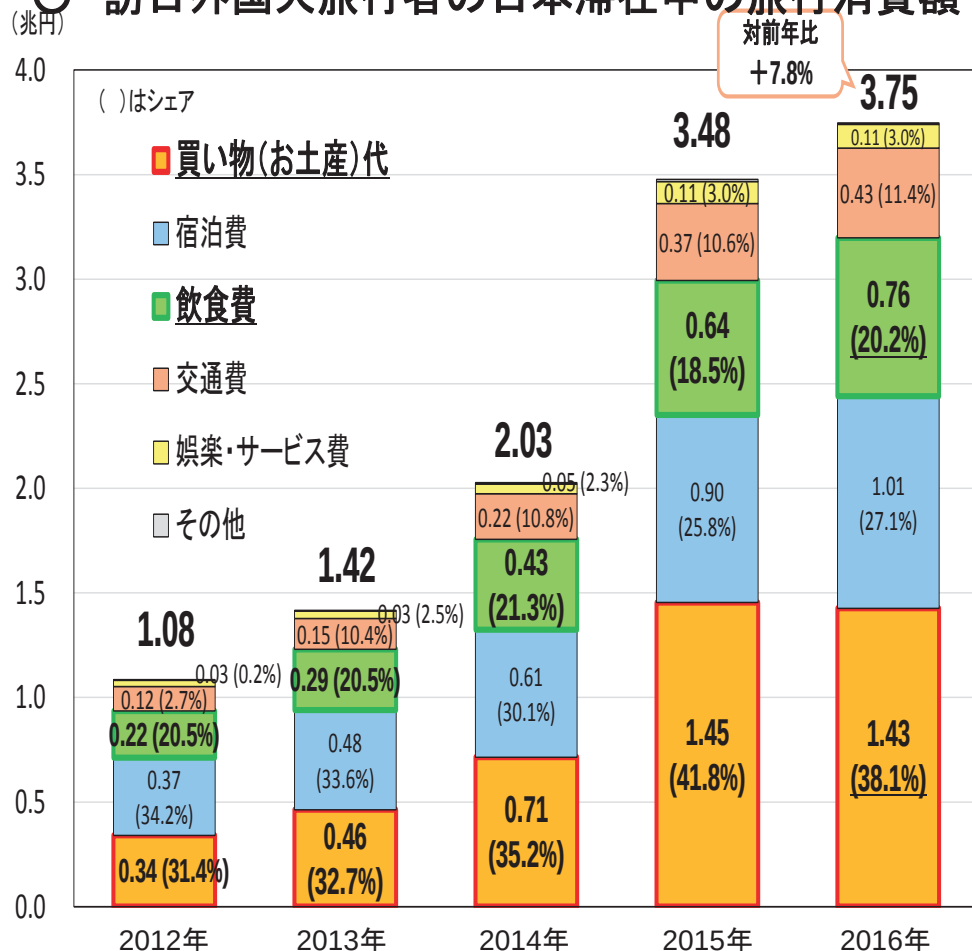
出典：国連統計（農林水産業総生産額（GDP））
FAOSTAT（農産物輸出額）

(3) 訪日外国人旅行者の旅行消費、うち食料品等の購入の動向

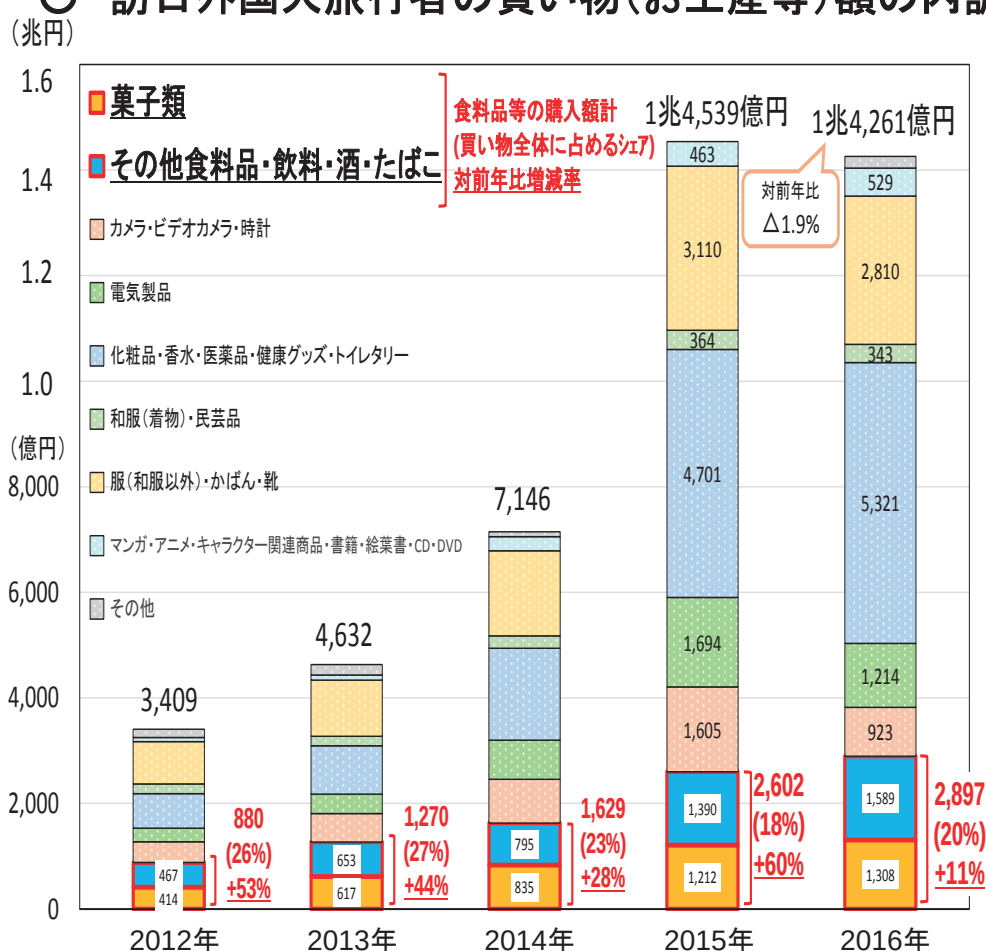
1. 輸出の動向

- 訪日外国人旅行者の日本滞在中の旅行消費額のうち、お土産等の買い物代が最も多く全体の約4割。
飲食費が全体の約2割。
- 買い物(お土産等)代のうち食料品等(菓子類、その他食料品、飲料、酒、たばこ)は、引き続き堅調に増加し、2016年は2,897億円(対前年比11%増)。

○ 訪日外国人旅行者の日本滞在中の旅行消費額



○ 訪日外国人旅行者の買い物(お土産等)額の内訳



資料: 観光庁「訪日外国人消費動向調査」を基に農林水産省作成



2. 輸出拡大への取組



(1) 農林水産業の輸出力強化に向けた総合的プラン

2. 輸出拡大への取組

農林水産業の輸出力強化戦略(2016年5月 農林水産業・地域の活力創造本部とりまとめ)

○ 民間の意欲的な取組への支援

1. 市場を知る、市場を耕す (ニーズの把握・需要の掘り起し)

- 現地のニーズを継続して把握し、情報をまとめて提供(情報をJETROに一元的に集約・提供)
- 統一的・戦略的なプロモーション
- トップセールスや大型イベントの機会の活用
- 日本文化・食文化と一体で売り込み
- インバウンドを輸出に結び付ける

2. 農林漁業者や食品事業者を、海外につなぐ (販路開拓、供給面の対応)

- 輸出についての相談をしやすいとする(JETROと農林水産省の相談体制の強化)
- 海外バイヤーを国内の卸売市場や産地等に招聘しつつ商談会を開催
- 海外に産直市場を設置し、生産者が直接輸出する取組を支援
- リレー出荷・周年供給体制を整備
- 海外輸入規制に適合した生産

3. 生産物を海外に運ぶ、 海外で売る(物流)

- 共同輸送の促進等を通じた出荷単位の大口化
- 最新の鮮度保持輸送技術の普及の促進・新規技術開発
- 空港・港湾周辺等の輸出拠点の整備
- 卸売市場について、海外バイヤー等に施設を開放

4. 輸出の手間を省く、障壁を下げる (輸出環境の整備)

- 輸出規制の緩和・撤廃を進める輸出規制等対応チームの設置
- GLOBAL G.A.P.などの国際的な認証取得の推進
- 日本発の国際的に通用する民間の規格・認証の仕組みの構築

5. 戦略を確実に実行する (推進体制)

- 輸出戦略の実行をチェックし、更に進める
- 主要輸出先国で官民一体となった輸入促進体制をつくる

○ 意欲ある農林漁業者や食品事業者へのメッセージ

国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略

品目別の輸出力強化に向けた対応方向

平成三十一年の輸出額1兆円目標の達成

(2) 輸出促進事業の展開事例

国内外の輸出拠点の整備

2. 輸出拡大への取組

ー農林水産物輸出インフラ整備プログラムー (2017年11月 農林水産業・地域の活力創造本部とりまとめ)

プログラムの位置づけ

- 「農林水産業の輸出力強化戦略」の実践に必要なハード面とソフト面のインフラ整備等を整合的かつ計画的に進めるために策定。

○ ハード面のインフラ整備

- 検疫・食品規制等への対応、品質や鮮度保持への対応、積替えや再梱包の手間・コストの削減といった機能を重視し、施設整備等を実施。

	ハード面の整備	施設整備と一体的に行うソフト面の対策
生産・加工 ・集荷拠点	・高水準な衛生管理体制の整備 等	・GAP・HACCP等に対応した施設・体制を構築・運営するための人材育成 等
物流拠点	・コールドチェーンの確保に向けた荷さばき所や一時保管庫の整備 等	・海外へ出荷する拠点として必要な集荷力の強化 等
海外拠点	・海外における日本産品の産直市場の整備 等	・海外の卸・小売事業者、飲食店との取引関係の構築 等

- 当面は41ヶ所を整備。

○ ソフト面のインフラ整備

- 事業者等へのサポート体制の整備
 - ・オールジャパンのブランディング・プロモーション・サポート体制の整備 等
- 制度・手続面の整備・改善
 - ・規格・認証や知的財産に関する制度の活用、輸出関連手続の改革 等

(2) 輸出促進事業の展開事例

国内外の輸出拠点の整備

2. 輸出拡大への取組

農林水産物輸出インフラ整備プログラムに基づく輸出拠点整備の例

整備例 1

つがる弘前農協
(青森県弘前市)

【2017年8月稼働】

- 輸出向け出荷能力向上やりんごの高品質化を図るため、選果機、製品貯蔵ライン、自動こん包装装置等を整備。



輸出用アイスボックス



輸出用自動
こん包装装置

整備例 2

境漁港
(鳥取県境港市)

【2018年3月以降順次稼働予定】

- 漁港での陸揚から出荷までの高度衛生管理体制の構築、漁獲物処理能力の強化を図るため、密閉型荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等を一体的に整備



密閉型荷さばき所



マイワシ

整備例 3

つ
(株)ミヤチク都農工場
(宮崎県都農町)

【2019年4月稼働予定】

- 新たな国へも輸出拡大するため、HACCPに基づく衛生管理が徹底できるよう、高度な空調管理設備等を備えた食肉処理施設を整備。

・牛肉: EU、米国、香港、シンガポール等
・豚肉: 香港、シンガポール等



食肉解体施設



枝肉冷蔵室

(3) 新プロモーション機関の創設 <日本食品海外プロモーションセンター> (JFOODO)

2. 輸出拡大への取組

○ 農林水産物・食品のブランディングやプロモーション等の取組を強化するため、農林水産物・食品の輸出促進にミッションを特化した新たな輸出サポート機関として、本年4月1日に「日本食品海外プロモーションセンター」(略称：JFOODO (ジェイフドー)) を新設。

- 名称：日本食品海外プロモーションセンター
(ジェットロに、農林水産・食品部などを傘下におく本部から独立した組織として設置)
- 略称：JFOODO (ジェイフドー)
*「風土」に加え、日本の「食」を連想させるもの

【ロゴマーク】



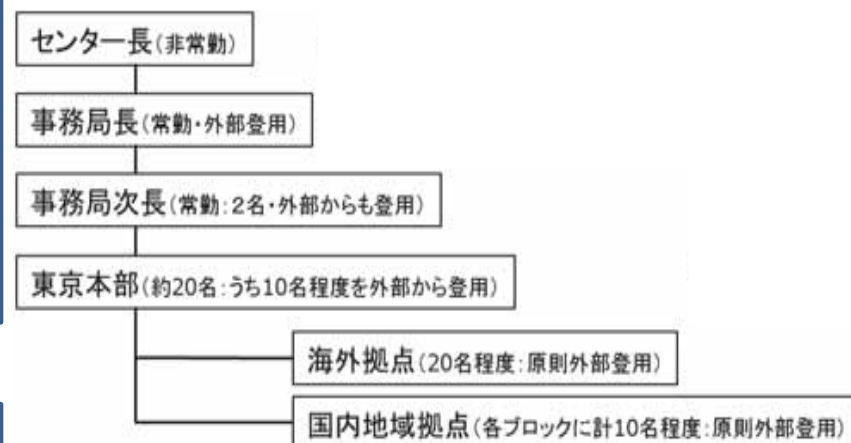
活動内容

- ① **海外市場の詳細なニーズ把握**や現地の卸・小売・外食事業者等の商流を作り出す**キープレーヤー等の情報の徹底調査**。
- ② **どの国・地域に、何を** (品目)、**どこで** (小売・外食・中食)**売り込むかの目標・戦略設定**。
- ③ 日本の食文化と一体となった、**オールジャパンでの日本製品のプロモーション、ブランディング**。
- ④ 事業者の**販売活動に対する継続的な支援**。



「日本産が欲しい」という現地の需要・市場を作り出し、産地の特色・魅力にあふれた産品を**相応の価格で輸出**することで**生産者の所得向上**につなげる。

【体制】



(4)「日本の食品 輸出EXPO」

2. 輸出拡大への取組

日本にいながらにして、世界中の多数の有力バイヤーと直接商談できる絶好の機会

- 会期：2017年10月11日（水）～13日（金）
- 会場：幕張メッセ
- 主催：リード エグジビション ジャパン（株）
- 共催：（独）日本貿易振興機構（JETRO）
- 協力：農林水産省
- 規模：出展者304社、

海外バイヤー（有力バイヤー約3000を招聘）、国内輸出商等



第1回 “日本の食品” 輸出 EXPO			
輸出支援 ソーン - 輸出コンサルティング - 販路開拓サービス - 輸出管理IT - 書類作成代行 … など	調味料 ソーン - しょうゆ - マヨネーズ - ケチャップ - 食酢 - 味噌 - ソース - ドレッシング - みりん … など	食品素材 ソーン - 小麦粉 - 米粉 - 油類 - 食品添加物 … など	ドリンク ソーン - 清涼飲料 - 焼酎 - ワイン - 梅酒 - 日本酒 - ビール - ウイスキー - 果実酒 … など
物流・運輸 ソーン - 総合物流サービス - 海運・航空貨物 輸送 - 輸出通関サービス - 倉庫保管サービス … など	菓子 ソーン - スナック菓子 - チョコレート - ビスケット - 飴菓子 - 米菓 - 和菓子 - クッキー - ガム … など	加工食品 ソーン - 即席食品 - 缶詰・びん詰 - レトルト食品 - 食肉加工品 - 冷凍食品 - 乳製品 - 米加工品 - 健康食品 … など	農水産物 ソーン - 米・穀物 - 食肉 - 鶏卵 - 果物 - 水産物 - 牛乳 - 野菜 - 茶葉 … など

【農水省の協力】

① 輸出相談窓口

JETROと共同で相談窓口を設置。
個別の質問・相談に対応。

② 食文化発信のためのランチイベント

海外バイヤー向けに日本食（昼食）を提供。日本の食文化・食材をPR。
（出展企業の食材を活用することで輸出EXPOでの商談も後押し）



③ 輸出拡大チームによるサポート

輸出拡大チーム（後述）の都道府県担当者、国担当者が、出展者、海外バイヤーにそれぞれアプローチ。
個別のご相談・問合せ等に対応。

【第二回 日本の食品 輸出EXPO】

- (1) 日程：2018年10月10日（水）～12日（金）
- (2) 会場：幕張メッセ
- (3) 出展者：600社（前回比2倍）（予定） ※出展募集中
- (4) バイヤー：海外の食品バイヤー2500名、国内の輸出商1500名が来場（予定）

(5) 相手国・地域の輸入規制・手続の緩和・撤廃

2. 輸出拡大への取組

● 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き(規制を設けている国・地域の数(事故後の54から30にまで減少))。

◇ 諸外国の食品等の輸入規制の状況(平成29年11月13日時点)

規制措置の内容／国・地域数				国・地域名
事故後輸入 規制を措置	規制措置を完全撤廃した国 24			カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン
	輸入規制 を継続して 措置	一部の都県を対象に輸入停止 9	7	韓国、中国、シンガポール、香港、マカオ、台湾、ロシア
			2	(日本での出荷制限品目を停止) 米国、フィリピン
		一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書を要求 19		インドネシア、アルゼンチン、仏領ポリネシア、オマーン、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国、モロッコ、ブラジル、EU※、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)、ブルネイ、ニューカレドニア、アラブ首長国連邦(UAE)、レバノン ※EU加盟国(28カ国)を1地域とカウント。
54	30	自国での検査強化 2		イスラエル、トルコ

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。注2) タイ政府は規制措置を撤廃したが、一部の野生動物肉についてのみ検査証明書等を要求。

◇ 最近の規制措置が完全撤廃された例 ◇ 最近の輸入規制緩和の例

撤廃された年月	国名	緩和された年月	国・地域名	緩和の主な内容
平成26年1月	イラク	平成28年4、7、8、9、10、12月	米国	輸入停止(福島県等)→一部の品目が順次解除
〃	豪州	6月	ブルネイ	輸入停止(福島県の食肉、野菜、果物、水産物、牛乳・乳製品)→検査証明書添付で輸入可能(福島県の全食品が検査証明書の対象に)
平成27年5月	タイ ※一部の野生動物肉を除く	6、9月	仏領ポリネシア	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小(福島県の野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外等)(9月)
11月	ボリビア	7月	カタール	検査報告書(47都道府県)→輸入時サンプル検査
平成28年2月	インド	〃	イスラエル	輸入時サンプル検査の対象地域及び対象品目が縮小
5月	クウェート	10月	ニューカレドニア	輸入停止(12都県の全ての食品・飼料)→解除(野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等について証明書の添付も不要に)
8月	ネパール	12月	UAE	検査証明書の対象地域の縮小(15都県の全ての食品・飼料→5県のみ)
12月	イラン	平成29年3月	レバノン	全ての食品・飼料について検査報告書の添付で輸入可能に
〃	モリシャス	4月	ロシア	青森県に所在する施設での水産物について、検査証明書の添付が不要に
平成29年4月	カタール	9月	米国	・福島等5県産の牛乳・乳製品について、輸入時の(放射性物質に係る)安全性証明が不要に ・輸入停止(福島県等)→一部の品目の解除等
〃	ウクライナ	11月	EU	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小(福島県のコメ等を検査証明対象から除外等)
10月	パキスタン			

(5) 相手国・地域の輸入規制・手続の緩和・撤廃

2. 輸出拡大への取組

- 我が国の主な輸出先国・地域においては、原発事故に伴う、福島県他の一定地域からの日本産農林水産物・食品の輸入規制を維持、強化している国・地域が存在。
- 現在、香港、台湾、及び中国に対し、重点的に規制緩和・撤廃を申し入れ中。

○主な輸出先国の輸入停止措置の例

輸出先国・地域	輸出額 (平成28年) ※括弧内は輸出額に占める割合	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	1,853億円 (24.7%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク
米国	1,045億円 (13.9%)	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
台湾	931億円 (12.4%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品（酒類を除く）
中国	899億円 (12.0%)	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野	全ての食品、飼料
韓国	511億円 (6.8%)	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉	水産物

(*)中国については、「10都県以外」の「野菜、果実、乳、茶葉等」については、放射性物質の検査項目が未合意のため、事実上輸入停止状態。

①動植物検疫の輸出解禁・条件緩和における取組

2. 輸出拡大への取組

- 動植物検疫**については、現在、17か国56件取り組んでおり、27年度以降は**12か国24件が輸出解禁・条件緩和**。
- 相手国への解禁要請、協議中の規制について、引き続き、**関係省庁と連携の上取り組む**。

動物検疫協議の状況（平成29年11月7日現在）

相手国への解禁要請

- ・韓国 牛肉、豚肉
- ・インドネシア 鶏肉
- ・フィリピン 豚肉、鶏卵

等

動物検疫協議中

輸出先国による 疾病リスク評価(※1)の実施中

- ・台湾 鶏卵
- ・中国 牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵
- ・タイ 豚肉
- ・米国 豚肉
- ・EU 豚肉、鶏肉、鶏卵、乳製品

等

検疫条件の協議中

- ・韓国 鶏卵
- ・中国 牛乳・乳製品
- ・ロシア 牛肉（施設追加）
- ・マレーシア 鶏肉
- ・米国 鶏肉、鶏卵
- ・豪州 牛肉

等

輸出解禁済

（27年度以降の実績）

- ・台湾 牛肉（9月）
- ・マレーシア 牛肉（11月）
- ・豪州 常温保存可能牛肉製品
- ・ミャンマー 牛肉
- ・ブラジル 牛肉
牛肉製品等（携帯品）
- ・タイ 牛肉
（貨物の第3国積み替え、30ヶ月齢制限撤廃）
- ・シンガポール 鶏卵等（携帯品）

等

※1: 家畜衛生体制や疾病の清浄性の評価

植物検疫協議の状況（平成29年11月7日現在）

相手国への解禁要請

- ・米国 ウリ科

植物検疫協議中

輸出先国による 病虫害リスク評価(※2)の実施中

- ・米国 なし(全ての都道府県の解禁)
- ・カナダ もも
- ・EU 黒松盆栽
(錦松盆栽を含む)
- ・韓国 りんご・なし
- ・タイ 玄米
- ・ベトナム かんきつ類
- ・ペルー いちご・なし（携帯品）

等

検疫条件の協議中

- ・米国 りんご（輸出前臭化メチルくん蒸の廃止）
- ・カナダ りんご
（臭化メチルくん蒸等に代わる検疫措置の追加）
- ・タイ かんきつ類（生産地域の追加）
- ・豪州 りんご・なし
（臭化メチルくん蒸等に代わる検疫措置の追加等）
- ・NZ かんきつ類（全品種解禁等）
〔このほか、暫定的な輸出が認められている生果実の植物検疫条件(タイ)について協議中〕

輸出解禁済

（27年度以降の実績）

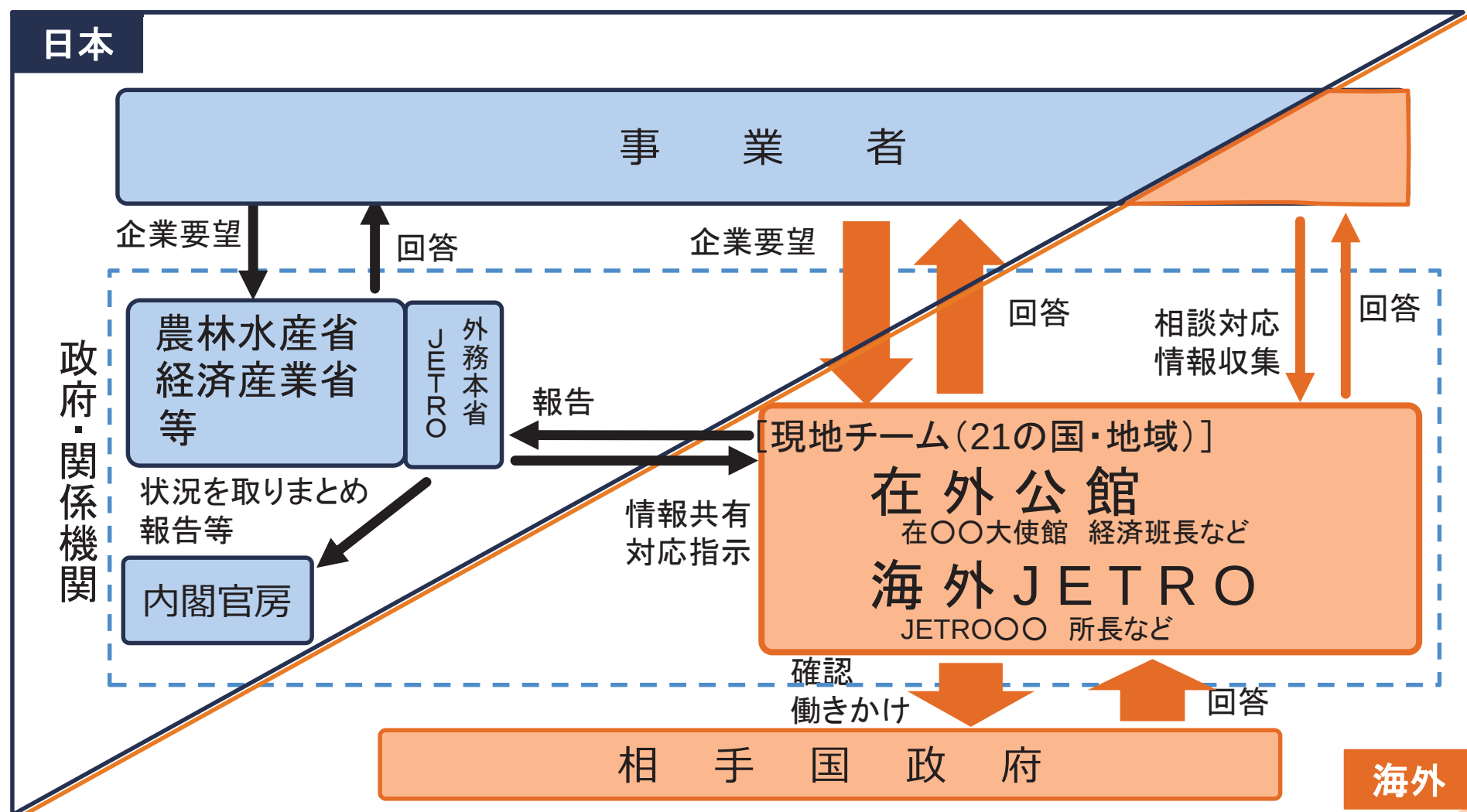
- ・米国 かき（9月）
うんしゅうみかん
（福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県の追加）
- ・ベトナム りんご
なし
- ・タイ かんきつ類
（三重県内生産地域の追加拡大）
- ・豪州 玄米
- ・カナダ なし
（全ての都道府県の解禁。携帯品含む。）
- ・りんご
（「ふじ」を含む全品種の解禁。携帯品含む。）
- ・ペルー 精米、玄米、豆類等（携帯品）

※2: 病虫害の侵入、定着、まん延の可能性や、まん延した場合の経済的被害の評価を踏まえた検疫対象となる病虫害の特定

②在外公館等における輸入規制等に対応する体制の整備

2. 輸出拡大への取組

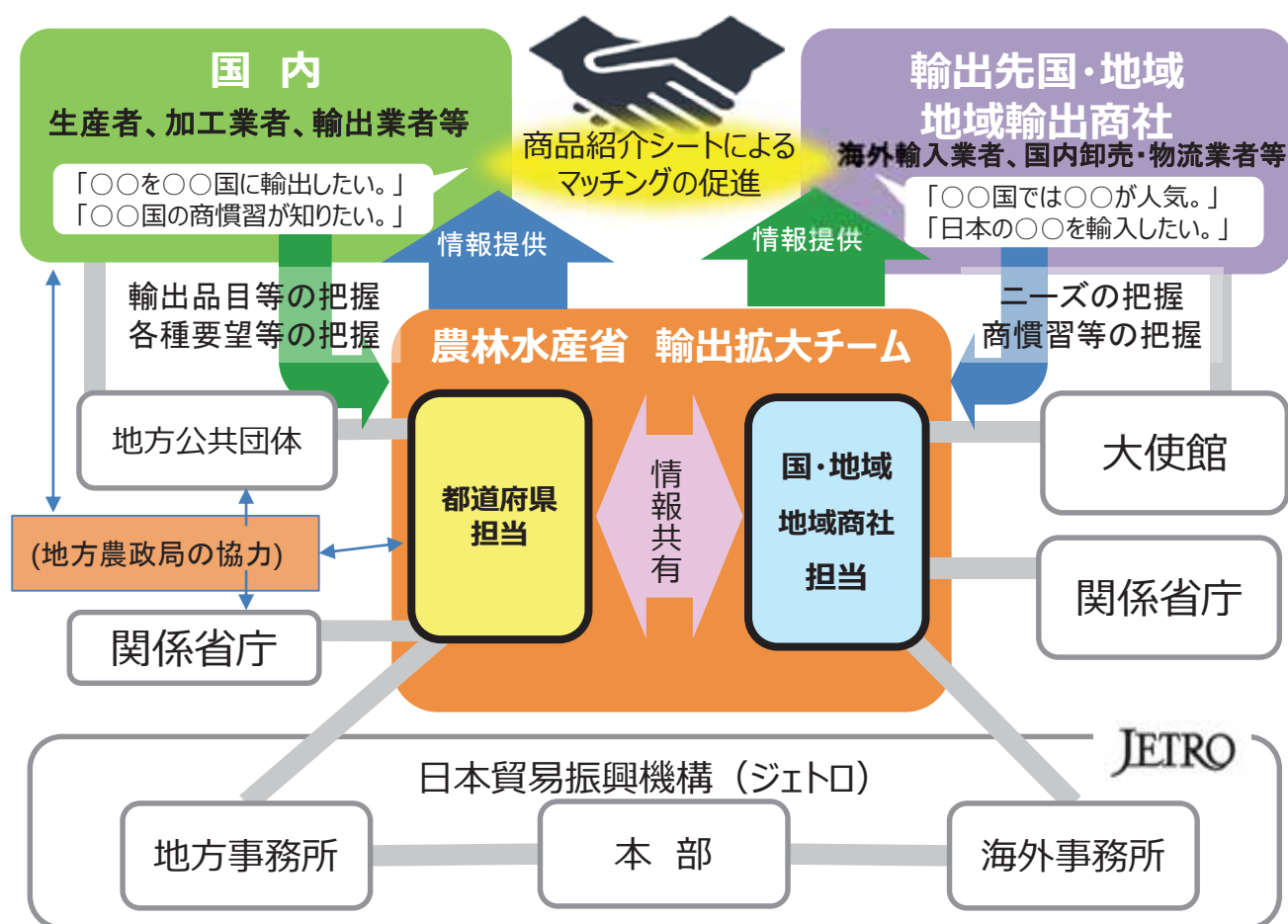
- 輸出事業者や食品事業者が直面する様々な課題を国内外（関係省庁、在外公館、JETRO）で把握し、規制やその運用手続き等の改善・明確化に向けた輸出先国政府への働きかけなど個別問題の課題解決を進めるための現地の体制（現地チーム）を構築。



(6) 農林水産省 輸出拡大チーム

2. 輸出拡大への取組

- 国内の生産者から輸出先国・地域の消費者までの具体的なサプライチェーンの構築を支援するため、2017年1月、食料産業局に「輸出拡大チーム」を編成。各都道府県の担当者122名、輸出先の国・地域の担当者70名、地域商社の担当者3名を置き、延べ200人体制で、マッチングサポートを実施中。



輸出拡大チームの活動状況

- 都道府県担当の訪問件数 約420社
- 提出された輸出商品紹介シート 約140社 340商品
- 国別担当の訪問国数 約20カ国 90社
- 紹介先地域商社 約38社・団体
紹介・商談中事業者 約110社・団体
(2017年9月末時点)

(7) コメ海外市場拡大戦略プロジェクト構想

2. 輸出拡大への取組

我が国のコメの消費量が毎年約8万トン減少していく中で、食料自給率・食料自給力の向上や米農家の所得向上を図っていくためには、海外市場に積極的に進出し、輸出を拡大していくことが喫緊の課題。

→ コメ・コメ加工品の輸出目標「600億円」の目標年次である平成31年に向け、コメの輸出量を飛躍的に拡大するため、戦略的に輸出に取り組む関係者を特定し、それらが連携した個別具体的な取組を強力に後押しする。

(1) 戦略的輸出事業者

平成31年に向けた飛躍的な輸出目標を掲げ、コメ輸出の戦略的な拡大に取り組む輸出事業者を「戦略的輸出事業者」として特定。



「戦略的輸出事業者」と連携して、輸出用米の安定的な生産に取り組む「戦略的輸出基地」づくりを推進

産地と事業者の結びつきの強化・拡大

「戦略的輸出事業者」等と連携したプロモーション等により、輸出先国における日本産米の需要を拡大

連携したプロモーション等の実施

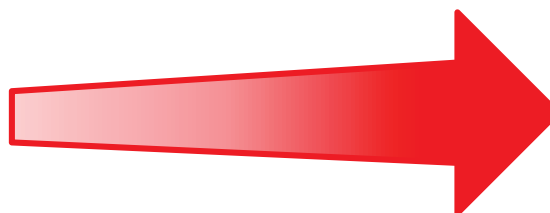
(2) 戦略的輸出基地（産地）

輸出産地としての取組方針を掲げ、輸出用米の安定的な生産に取り組む産地（法人・団体）を「戦略的輸出基地」として特定。



(※) 米菓・日本酒等の原料米換算分を含む。

コメ輸出の飛躍的拡大



目標：10万トン(※)

(3) 戦略的輸出ターゲット国

「戦略的輸出事業者」が輸出を拡大する国を中心に、重点的にプロモーション等を行う「戦略的輸出ターゲット国」を特定。

→ 中国、香港、シンガポール、米国、EU等

